

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	4 5 0 5	受 理 年 月 日	令 和 8 年 2 月 12 日
件 名	敬老乗車証制度の改善		
要 旨	<p>現行の敬老乗車証制度の階層区分のうち、400万円以上700万円未満の間の300万円分の階層を一まとめにしていることは、400万円未満が200万円刻みとなっていることを考えると不公平である。</p> <p>よって、400万円以上550万円未満及び550万円以上700万円未満と2区分に分けるべきと考える。</p> <p>理由は、当初引上げの階層区分が介護保険料の階層区分を参考としていたことを考慮すれば、令和6年度から介護保険料の階層区分が、400万円以上700万円未満から、400万円以上550万円未満と550万円以上700万円未満に変更されたことに伴うものである。</p> <p>ついては、負担金を、400万円以上550万円未満は3万5,000円に、550万円以上700万円未満は4万5,000円に、550万円を境にして2区分に改正することを願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	環境福祉委員会		